

令和5年度 省エネルギー設備投資利子補給金
 ≪利子補給対象事業者向けよくあるご質問と回答≫

NO	区分	ご質問	回答
1	事業概要	省エネルギー設備投資利子補給金はどのような事業ですか。	本事業は、省エネルギーに資する設備投資等(利子補給対象事業)を行う民間団体等(利子補給対象事業者)に対して、SIIが指定する機関(指定金融機関)が行った融資に係る利子補給金を交付する事業です。
2	事業概要	利子補給対象事業者の定義はありますか。	国内において事業活動を営んでいる法人または個人事業主が対象です。
3	事業概要	利子補給対象事業の対象要件はありますか。	<p>指定金融機関が行う融資で、要件ア、要件イ、要件ウのいずれかを満たす事業が対象です。</p> <p>(要件ア)エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備を新設、又は増設する事業。 (要件イ)省エネルギー設備等を新設、又は増設し、工場・事業場全体におけるエネルギー消費原単位が1%以上改善される事業。 (要件ウ)データセンターのクラウドサービス活用やEMSの導入等による省エネルギー取組に関する事業。</p> <p>※要件の内容については、公募要領6ページと公募説明の動画をご確認ください。 ※参照先URL(公募説明の動画を見られるSIIホームページ) https://sii.or.jp/rishihokyu05/session.html</p> 
4	事業概要	他の補助金との併用は可能ですか。	国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条4項第1号に掲げる補助金、及び同項第2号に掲げる資金を含む。)との併用はできません。
5	事業概要	日頃から融資を受けている金融機関が、指定金融機関かどうか知りたいのですが、どこで確認すればいいですか。	<p>SIIホームページの「指定金融機関」のタブを押下していただきますと、指定金融機関の一覧をご覧いただくことができます。</p> <p>※参照先URL(指定金融機関の一覧を見られるSIIホームページ) https://sii.or.jp/rishihokyu05/financial-list.html</p> 
6	事業概要	利子補給金は誰に支払われますか。	<p>利子補給金は、指定金融機関へお支払いします。</p> <p>※但し、平成26年度～平成29年度に初回申請を行った継続融資分については、事業者へお支払いをします。</p>
7	事業概要	指定金融機関ではない金融機関から受ける融資は対象とすることはできますか。	<p>指定金融機関ではない金融機関から受ける融資を対象とすることはできませんが、当該金融機関が指定金融機関に登録されれば、対象となります。</p> <p>※別途SIIIにて指定金融機関の公募を実施しており、随時、指定金融機関を追加しています。</p>
8	設備	導入する設備の契約日・発注日に制限はありますか。	導入する設備の契約・発注は2023年4月3日以降であることを対象としています。
9	設備	対象となる設備の事例等がありますか。	<p>対象となる設備の事例等については、SIIホームページに掲載していますので、参考としてご確認ください。</p> <p>※参照先URL(金融機関向けハンドブック) https://sii.or.jp/rishihokyu05/uploads/handbook.pdf</p> 
10	設備	導入する設備が電気で稼動する設備ではありませんが、対象となりますか。	導入する設備が電力で稼動する設備でなくても、ガスや石油等、エネルギーを消費する設備であり、本事業の要件を満たす場合、対象となります。
11	融資	利子補給金の交付の対象となる融資に、運転資金(給与、他の返済、単純な借入れ等)の融資は対象になりますか。	運転資金(給与、他の返済、単純な借入れ等)は、交付対象融資額の対象外です。
12	設備	リースを活用して導入する設備に利子補給金は申請できますか。	申請できません。
13	融資	交付対象融資額に上限はありますか。	<p>1事業あたりの交付対象融資額の上限は100億円です。</p> <p>※1事業あたりとは、例えば、要件イ原単位改善の申請の場合、工場・事業場全体における原単位改善の計算に用いた新設・増設設備の全てを指しています。 また、複数年に渡っても事業は1つと捉えますので、各年度で融資額が分かれることがあっても、1つの事業として100億円を上限額としています。</p>

NO	区分	ご質問	回答
14	申請手続き	融資計画書は事業者が作成するのですか。	融資計画書は、 利子補給を希望する事業者と指定金融機関が共同で作成します。
15	申請手続き	融資計画書は事業者が提出するのですか。	融資計画書は 指定金融機関が提出します。
16	申請手続き	省エネ計算の裏付け資料には、どのようなものを提出すればよいですか。	<p>設備のカタログや仕様書又は実測データ、図面等の省エネ計算の裏付け資料を添付してください。</p> <p>導入設備が、令和4年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金(以下、省エネ補助金)で、別途登録済みのユーティリティ設備、またはトッランナー設備(高効率空調(電気式パッケージエアコン、ガスヒートポンプエアコン、チリングユニット)、産業用モータ、制御機能付きLED照明器具、変圧器)である場合、省エネ量計算ツールで表示される見込み省エネルギー量を用いることができます。また、上記の一代前モデルのカタログ、仕様書、図面等の省エネ根拠資料が提出不要となり、手続きが簡素化できます。</p> <p>同、省エネ補助金で登録済みの生産設備(工作機械、プラスチック加工機、プレス機械、印刷機械、ダイカストマシン)である場合、製品情報証明書を提出することで、上記の一代前モデルのカタログ、仕様書、図面等の裏付け資料が提出不要となり、手続きが簡素化できます。</p> <p>※省エネ補助金で登録済みの設備は省エネ補助金のSIIホームページ(https://sii.or.jp/shitei04r/)から検索が可能です。</p> <p>※審査の過程で、追加資料等を求める場合がございます。</p>